

し甲が正犯にして乙が教唆犯又は従犯なる時は甲には通常の殺人罪の刑を科し乙には或は身分ある正犯に準じて尊属親殺害の罪を科し或は正犯身分ある場合の刑即ち尊属親殺害の罪の刑に照して減輕して處断すべきである。

第六章 犯罪の分類

犯罪はその觀察點の異なるに従ひ種々に類別することを得る。

第一、親告罪と非親告罪

親告罪とは刑法又は特別法に於て被害者又は親屬の告訴を待て其罪を論ずと規定した犯罪を云ひ之れに屬せざる犯罪

は凡て非親告罪である、或る種の犯罪は告訴を以て公訴提起の要件とする理由は被害者又は親屬を保護する趣意に基いてるのである。

第二、國事犯と非國事犯

國事犯は政治犯の一種にして（刑法第二編第二章第三章）之れに屬せざる犯罪は凡て非國事犯である。

第三、即成犯と繼續犯

之れ犯罪の成立状態より觀察せるもので改めて茲に説明する要なけん。

第四、現行犯と非現行犯

現行犯とは現に行ひ又は現に行ひ終りたる際に發覺したる罪を云ひ之れ以外のものは凡て非現行犯である。

第五、作爲犯と不作爲犯

其他尙は多數の類別あれども茲に説明の要なければ略す。

第七章 犯罪の時及び場所

犯罪の時及び場所に關しては三つの學說がある。

第一、行爲說

此說は犯罪の時及び場所は結果の發生したる時及び場所に

非ずして行爲のありたる時及び場所なりといふ說である。

第二、結果說

此說は犯罪の時及び場所は行爲のありたる時及び場所に非ずして結果の發生したる時及び場所なりといふ說である。

第三、折衷說

此說は犯罪の時及び場所は行爲のありたる時及び場所又は結果のありたる時及び場所を以て等しく犯罪の時及び場所なりとする學說である。

第二說の變體として中間影響說ともいふ可きものがある、即ち

此説は行爲と結果との中間に於ける影響即ち行爲の直接の影響の生じた時及び場所を以て犯罪の時及び場所なりとする説である、例へば毆打によりて人が負傷した時及び場所が犯罪の時及び場所となり致死の時及び場所が犯罪の時及び場所にあらずとする説である。

犯罪は必ず行爲に限るものにあらず又た結果に限るものでない、犯罪は行爲と結果との二つを要素とするものにして行爲と結果との兩觀念は犯罪なる觀念に於て不可分の關係を有するものである、故に犯罪に於て行爲といへば結果を發生したる行

爲にして結果といへば行爲を原因として發生した結果をいふのである、従つて犯罪の時及び場所に關しては折衷説を以て可とす。

第三編 刑罰論

第一章 刑罰の意義

刑罰とは國家が其法的秩序を維持せんため犯罪に對する制裁として犯罪人に科する法益剝奪の手段をいふ。
故に刑罰とは

第一、國家が一私人たる犯罪人に科するものなり従つて國際間又は一私人間には刑罰關係を生ずることなし、又罪人に科するものなる故例へ法益を剝奪するものと雖も犯人以外の者に科せらるるものは刑罰にはあらず。

第二、刑罰は犯罪人に犯罪の制裁として科する手段なり、即ち過去の行爲を條件として犯罪人に對して科せらるるものにして決して未發生の事實に對して科せらるるものにあらず。

第三、法益を剝奪する手段なり、故に損害賠償又は強制執行

の如きは法益剝奪を目的とするものに非らざる故刑罰といふことを得ず。

第四、法的秩序を維持せんがため國家が科するところのものなり、故に懲戒罰の如きは刑罰といふを得ず。

第二章 刑罰の種類

刑罰は之れを分てば、

第一、主刑と附加刑

第九條 死刑懲役禁錮罰金拘留及び科料を主刑とし沒收を附加刑とす

主刑とはそれのみ獨立して科せらるることを得る刑罰を云ひ
附加刑とは主刑に附隨するに非ざれば科することを得ざる
刑罰をいふ

主刑は之を分つて死刑懲役禁錮罰金拘留及び科料の六種と
なし附加刑は沒收の一種とす

第二、生命刑自由刑及び財産刑

生命刑とは死刑を指すものにして刑罰中最も重きものであ
る。

自由刑とは犯罪人の身體の自由を剝奪し若くは制限する刑

にして懲役禁錮及び拘留の三種之れである。

財産刑とは犯罪人の資財を剝奪する刑罰にして之れに金銭
刑と沒收刑とある、金銭刑とは犯人をして國家に一定の金
錢を支拂はしむるものを云ひ罰金及び科料之れに屬す、沒
收刑とは犯罪人所有の現物を剝奪する刑にして沒收即ち之
れである。

刑の種類に輕重あり、但その輕重は主刑についてのみ存し附加
刑の有無は主刑の輕重に何等の影響を與へず。

第十條 主刑の輕重は前條記載の順序に依る、但無期禁錮と

有期懲役とは禁錮を以て重しとし有期禁錮の長期有期懲役の長期の二倍を超ゆるときは禁錮を以て重しとす

同種の刑は長期の長きもの又は多額の多きものを以て重しとし長期又は多額の同じきものは其短期の長きもの又は寡額の多きものを以て重しとす

二個以上の死刑又は長期若しくは多額及び短期若しくは寡額の同じき同種の刑は犯情に依り其輕重を定む

即ち主刑の輕重は第九條記載の順序に依る可きものなる故死刑は最も重く次に順次懲役禁錮罰金拘留及び科料に下るを原則とす

す、但し例外として無期禁錮は有期懲役よりも重く又は有期禁錮の長期が有期懲役の二倍を超ゆるときは禁錮の方を重しとす(懲役禁錮は常に罰金より重しとす)。

同種の刑にありては長期の長きもの又は多額の多きものを重しとし長期又は多額の同じきものによりては其短期の長きもの又は寡額の多き方を重しとす。

二個以上の刑が全く同じきときは如何にして其輕重を定む可きか法律は二個以上の死刑の間又は長期若しくは多額の同じき刑の間又は短期若しくは寡額の同じき刑の間によりては犯情の重き刑

を以て重しとすることを規定して、即ち死刑と死刑、無期懲役と無期懲役、無期禁錮と無期禁錮、長短期の同一なる二個以上の有期懲役、禁錮又は拘留、多額寡額の同一なる二個以上の罰金又は科料にありては犯罪の情状の重き罪を以て重しとするのである。

第三章 生命刑

生命刑は即ち死刑であるが之れについては立法政策上種々の議論あるが茲には略す。

第四章 自由刑

自由刑には、

第一、無期自由刑有期自由刑

第二、定役ある自由刑定役なき自由刑

第三、監獄に拘禁する自由刑拘留場に拘禁する自由刑

との三種がある。

第十二條 懲役は無期及び有期とし有期懲役は一月以上十五年以下とす

年以下とす

懲役は監獄に拘留し定役に服す

第十三條 禁錮は無期及び有期とし有期禁錮は一月以上十五

年以下とす

禁錮は監獄に拘置す

第十六條 拘留は一日以上三十日未満とし拘留場に留置す
即ち無期自由刑には無期懲役と無期禁錮とある、兩者の區別は
定役の有無に存するのみ。

有期自由刑には有期懲役と有期禁錮と拘留との二種がある、此
三者は或は定役の有無に於て或は拘禁の場所に於て或は期間の
長短に於て各異なる點がある。

定役ある自由刑には懲役(有期無期を問はず)がある、之は強制

労働をいふのである。

定役なき自由刑には禁錮(有期無期を問はず)と拘留とがある。
監獄に拘禁する自由刑には懲役と禁錮とがある。
拘禁場に拘禁する自由刑には拘留がある。

第十四條 有期の懲役又は禁錮を加重する場合に於ては二十
年に至ることを得、之を減輕する場合に於ては一月以下に
降すことを得

本條は即ち有期の懲役又は有期の禁錮を加重又は減輕する場合
について規定したものである 第十二條及び第十三條は有期の

懲役又は有期の禁錮は各一月以上十五年以下と規定して之れを加重する場合に二十年を超ゆることを得ず減輕する場合に一月以下に降すことを得ることを規定したものである。

第五章 財産刑

第十五條 罰金は二十圓以上とす、但之を減輕する場合に於ては二十圓以下に降すことを得

第十七條 科料は十錢以上二十圓未満とす

罰金について多額は總則に規定せず各本條に於て特に之れを定む。

罰金の寡額は二十圓以上なるも第十五條は但書に於て之が減輕するときは二十圓以下に降すことを得ることを規定せる故場合によりては罰金額が科料の額より少き場合がある。

第十九條 左に記載したる物は之を沒收することを得

- 一 犯罪行爲を組成したる物
 - 二 犯罪行爲に供し又は供せんとしたる物
 - 三 犯罪行爲より生じ又は之に因り得たる物
- 沒收は其物犯人以外の者に屬せざるときに限る
- 前にも述べた如く沒收は犯人の財産の剝奪を目的とするもので

國家は沒收したる物を自己の隨意に如何様にも處分するを得るのである、沒收すべきや否やは裁判所が自由に決定し得る所にして必しも沒收するを要するにはあらず、昔は沒收は犯人の全財産に對して行ふことを得たりしも近時は一部分に對してのみ行はれるものである又沒收の目的物は犯罪に關係を有する物（動産又は不動産）にして犯人以外の者に屬せざる物たることを要す、無主物と雖も亦沒收することを得るのである。

第十九條は沒收の目的物の要件を定む

一、犯罪行爲を組成したる物、之れ即ち罪體といふべきもの

にして即ち犯罪構成要件の一をなす物をいふ、例へば文書偽造罪に於ける文書、營利のため阿片吸食者に給與されたる房屋、輸入販賣又は所持せられたる阿片等の如し。

二、犯罪行爲に供し又は供せんとしたる物、之れは即ち犯罪構成要素に屬せずして其實行手段に供し又は供せんとしたる物をいふ、例へば貨幣偽造罪に於ける器械殺人の用に供したる刀の如し、然し阿片煙吸食器の如きは阿片煙罪の構成要素なる故之れに屬せず、又た沒收は附加刑にして罪となる行爲がなければ科するを得ないもの故例へ犯罪實行手

段に供する目的を以て準備せられたる物（即ち犯罪の用に供せんとしたる物）と雖も其犯罪の豫備已に犯罪を構成するものにあるざる時は其犯罪實行前には没収することを得ないのである。

三、犯罪行為より生じ又は之に因り得たる物

犯罪行為より生じたる物とは例は文書偽造罪を犯すにより産出せる文書の如きをいふ、即ち物の産出行爲夫れ自體が罪となる場合には其行為によつて産出せられたる物は犯罪行為により生じたる物なりと解し收得罪行使罪輸入罪等に

より犯人が罰せらるゝ場合は犯罪組成物件と解す可し。

犯罪行為に因り得たる物とは即ち罪を犯すによつて得たる利益例へば詐欺罪に於て騙取したる物の如きものである。

第十八條 罰金を完納すること能はざる者は一日以上一年以下

下の期間之を勞役場に留置す

科料を完納すること能はざる者は一日以上三十日以下の期間之を勞役場に留置す

科料を併科したる場合と雖も留置の期間は六十日を超ゆることを得ず

段に供する目的を以て準備せられたる物（即ち犯罪の用に供せんとしたる物）と雖も其犯罪の豫備已に犯罪を構成するものにある時は其犯罪實行前には没収することを得ないのである。

三、犯罪行為より生じ又は之に因り得たる物

犯罪行為より生じたる物とは例は文書偽造罪を犯すにより産出せる文書の如きをいふ、即ち物の産出行爲夫れ自體が罪となる場合には其行為によつて産出せられたる物は犯罪行為により生じたる物なりと解し收得罪行使罪輸入罪等に

より犯人が罰せらるゝ場合は犯罪組成物件と解す可し。

犯罪行為に因り得たる物とは即ち罪を犯すによつて得たる

利益例へば詐欺罪に於て騙取したる物の如きものである。

第十八條 罰金を完納すること能はざる者は一日以上一年以下

下の期間之を勞役場に留置す

科料を完納すること能はざる者は一日以上三十日以下の期

間之を勞役場に留置す

科料を併科したる場合と雖も留置の期間は六十日を超ゆる

ことを得ず

罰金又は科料の言渡を爲すときは其言渡と共に罰金又は科料を完納すること能はざる場合に於ける留置の期間を定め之を言渡す可し

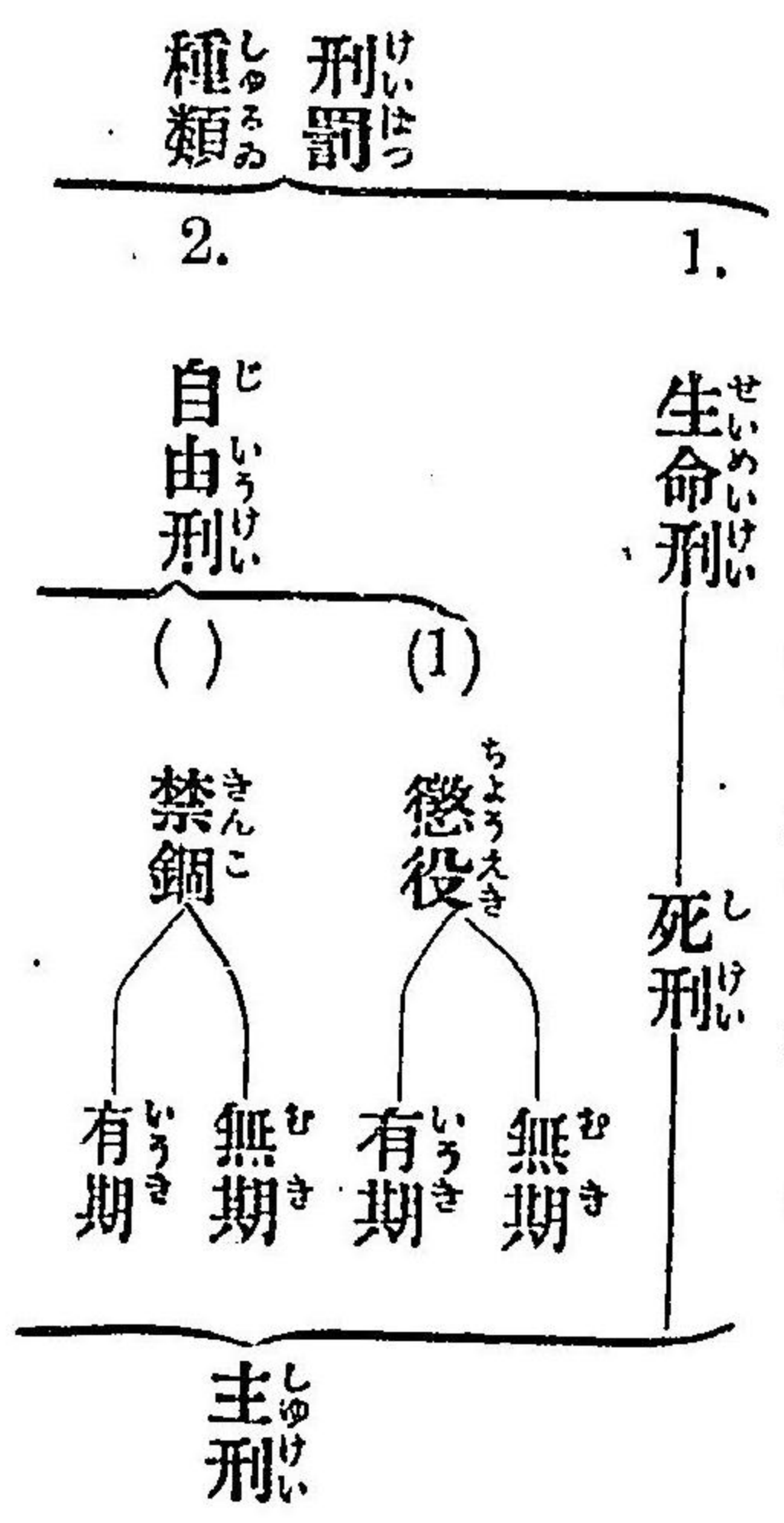
罰金に付ては裁判確定後三十日内科料に付ては裁判確定後十日内は本人の承諾あるに非れば留置の執行を爲す事を得す

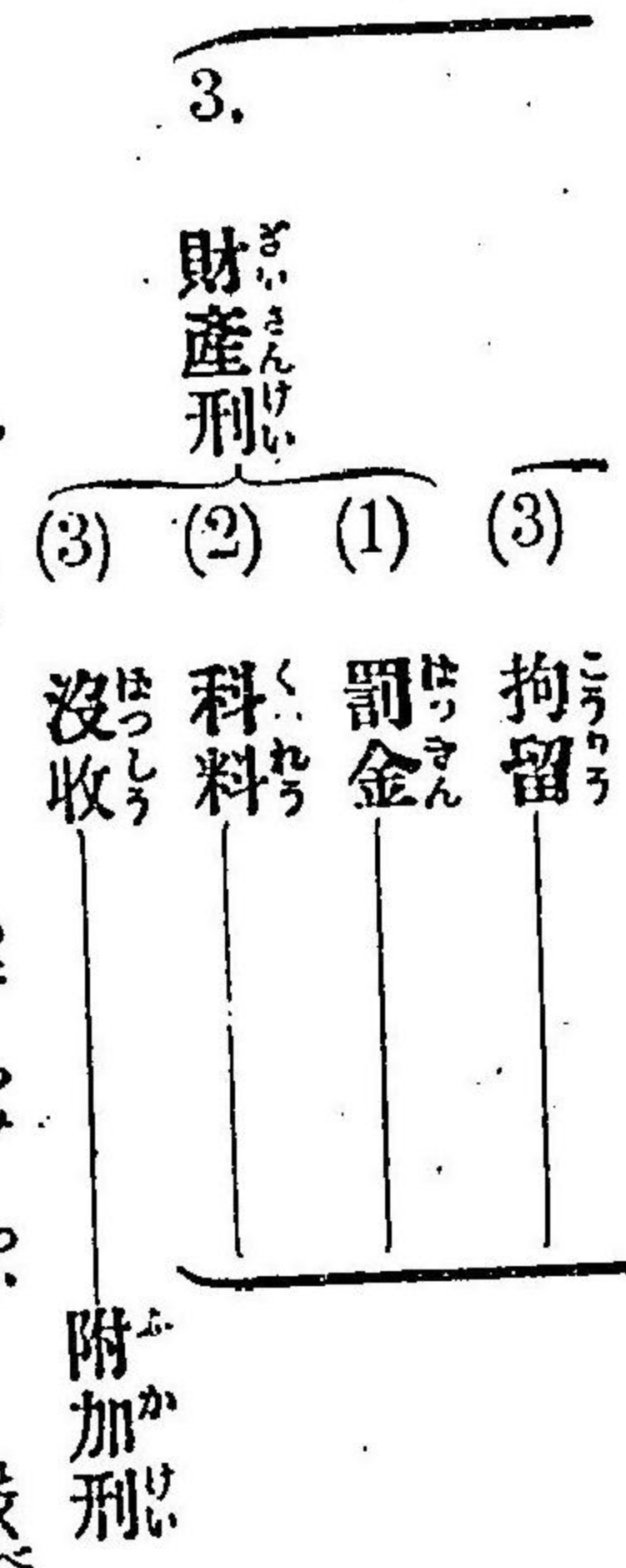
罰金又は科料の言渡を受けたる者其幾分を納むるときは罰金又は科料の全額と留置日数との割合に従ひ其金額に相当する日数を控除して之を留置す

留置期間内罰金又は科料を納むるときは前項の割合を以て残日数に充つ

留置一日の割合に満たざる金額は之を納むることを得す

便宜の爲め左に刑の種類を表にて示さん





第二十条 拘留又は科料のみに該る罪に付ては特別の規定あるに非ざれば没収を科することを得ず、但前條第一項第一

號に記載したる物の没収は此限に在らず

即ち第二十条は犯罪組織物件の場合を除き拘留又は科料のみに該る罪に付ては特別の規定あるに非れば没収することを得ずと

す、蓋之れ等の罪は極めて輕微なるものなる故斯かる制限を設けたのである。

尙ほ財産刑に關する規定として第十八條を注意すべし。

第六章 刑罰の適用

第一節 刑の加重減免

刑の加重減輕は主刑について起る問題で附加刑については起らぬ、蓋附加刑は没収にして没収には加減あり得ないからである、而して法律は一定の條件の下に法定刑の範圍を超えて刑を伸縮し以て刑罰の寬嚴宜しきを得んことを規定す、之れ即ち刑

加重
裁量
なし

一般
的加
重特
別加
重

の加重減免の問題である。

刑の加重は

イ、法定原因の有する場合に限り行ふ可きものにして裁判官の自由裁量によりて行ふことを許さず、之れ減輕の場合と異なる點である、故に加重には法律上の加重あるのみにして裁判上の加重なし。

ロ、一般的加重と特別加重とに別つことを得、前者は總則の規定に従ひ多數の罪に付いて行ふ可きものにして後者は刑法が各本條に於て特に規定するものをいふのである。

法律
上の
減輕
の裁
量

絶對
的減
免相
對減
免

而して一般的加重の原因は累犯と併合罪の二場合である。

ハ、法定の原因存したる時は必ず之を行ふことを要す、之れ減免の場合と異なる點である。

刑の減免は

イ、減輕については法律上の減輕と裁判上の減輕(酌量減輕)とに分つことを得、免除については法律上の免除あるも裁判上の免除なし。

ロ、絶對的減免と相對的減免とに分つことを得、前場合に於

ては法定の原因あるときは必ず減免することを要し後場合に於ては例へ法定の原因存するも減免を爲すと否とは裁判官の自由裁量に一任するものである。

ハ、一般的減免と特別減免とに分つことを得、前者は總則の規定に従ひ多數の犯罪に付いて行ふ可きものにして後者は刑法が各本條に於て特に規定するものを云ふのである、而して酌量減輕は一般的減輕である。

ニ、法律上の減免は各別に規定する場合と擇一的に規定する場合との二場合がある。

特別の加重減免は各本條に於て見るべく一般の加重減免は已に説明したる處多きを以て茲には自首と首服と酌量、減輕とについて述べん。

第四十二條 罪を犯し未だ官に發覺せざる前自首したる者は其刑を減輕することを得
告訴を待つて論ず可き罪に付き告訴權を有する者に首服したる者亦同じ

自首の成立要件は

第一、自首すること、即ち自己の犯罪の捜査に従事する公務

首服

員に對し進んで自己の犯罪を告知する事を要す、自首の
法は之を問はず。

第二、官に告知し之をして自由に自己を處分せしむる位置に
置きたること、故に犯罪を告知するも自己の身體を直ちに
逮捕せらる可き地位に置かざる場合には自首ありといふを
得ず。

第三、未だ官に發覺せざる前なること。

首服とは被害者に對し其未だ知らざる自己の犯罪を告知する行
爲をいふのである。即ち告訴を待つて論ず可き罪について被害

者又は其法定代理人に對し爲したる首服の効力は自首の効力と
同じ。

首服の成立條件は自首のそれと同じ。

第六十六條 犯罪の情狀憫諒す可きものは酌量して其刑を
減輕することを得

第六十七條 法律に依り刑を加重又は減輕する場合と雖も仍
ほ酌量減輕を爲すことを得

第六十六條第六十七條は酌量減輕について規定したものであ
る「情狀憫諒す可きもの」については議論あれども先づ主とし

て犯罪の動機が同情に値する場合を意味すと解して可ならん。

酌量減輕については法律は一定の要件を具備することを必要とせざる故裁判官は自由裁量により酌量減輕をなすことを得此點は法律上の絶對的減輕と異なる。

酌量減輕は法律上の減輕（絶對的たると相對的たるとを問はず）を行ひたる後にても更に之れを爲すことを得（第六十七條）而して法律上の減輕と酌量減輕とは必しも理由の異なる必要なき故心身耗弱者の行爲に付いて第三十九條第二項により刑を減輕した後に於ても尙ほ心身耗弱を以て憫諒すべき理由として酌

量減輕することを得るのである。又第六十七條は法律上の加重をなしたる後に於ても尙ほ酌量減輕を行ふことを得ることを規定してゐる。

第二節 加減例

加減例とは刑を加重減輕すべき程度及び順序を云ふのである。一般的加重の場合たる併合罪及び累犯に付いては各其規定の中に加重の程度を示せる故法典は第六十八條乃至第七十二條所謂加減例の章に於て一般的減輕の程度と加減の順序とについて規定したのである。

第一刑の減輕の程度

甲法律上の減輕

第六十八條 法律に依り刑を減輕す可き一箇又は數箇の原由

あるときは左の例に依る

- 一、死刑を減輕す可きときは無期又は十年以上の懲役若くは禁錮とす

減輕して有期刑に處すか無期刑に處すかは裁判官の自由裁量の範圍なれども懲役に處するか禁錮に處するかは罪質によつて定むべきである、即ち同じく死刑を科せられたる罪にても

罪質により懲役に該るものと禁錮に當るものとある故(參照)

第五十六條第二項) 裁判官は第二編各本條に徴して懲役に該る罪と同質の罪に科せられたる死刑(例へば皇室に對する罪)を減輕する時は懲役に處すべく若し又た其死刑は禁錮に該る罪と同質の罪に科せられたるものなる時(例へば内亂罪)は禁錮を選ぶ可きである。

- 二、無期の懲役又は禁錮を減輕す可きときは七年以上の有期の懲役又は禁錮とす

- 三、有期の懲役又は禁錮を減輕す可きときは其刑期の二分

の一を減ず

故に若し長期と短期とある場合例へば四月以上八年以下の懲役とある場合には二月以上四年以下とし十年以下の懲役とあるものは半月以上五年以下の懲役又は二分の一月以上五年以下若くは一月の二分の一以上五年以下の懲役とす可きである、禁錮について亦然り。

四、罰金を減輕す可きときは其金額の二分の一を減ず

前同様に百圓以上二百圓以下の罰金とある場合には五十圓以上百圓以下の罰金とし百圓以下の罰金とあるものは十圓以上五十

圓以下の罰金とす、若し「幾倍の罰金」とあるときは、「幾倍したる金額の二分の一を減じたる罰金」とすべきである。

五、拘留を減輕す可きときは其長期の二分の一を減ず

長期とある故に若し十五日以上二十五日以下とある時は減輕の結果十五日以上十二日となる不都合が起る、故に減刑は長期が短期以下とならざる限度に於て長期の二分の一を減ずるものと解す可し。

六、料金を減輕す可きときは其多額の二分の一を減ず

前場合と同一問題起るべし。

第六十九條 法律に依り刑を減輕す可き場合に於て各本條に二箇以上の刑名あるときは先づ適用すべき刑を定め其刑を減輕す

第七十條 懲役、禁錮又は拘留を減輕するに因り一日に滿たざる時間を剩すときは之を除棄す
罰金又は料料を減輕するに因り一錢に滿たざる金額を剩すとき亦同し

刑を減輕す可き法律上の原因は一個あると否とを問はず法律上の減輕は常に一回限り行ふことを得るに過ぎぬ(六十八條本文)

又各本條に二個以上の主刑が選擇的に科せられてある場合には先づ適用す可き刑を定め然る後其刑を減輕すべきものである。

(第六十九條) 又た第七十條の場合の例を擧ぐれば例へば「十五日以下の拘留」を減輕する時は「七日半以下の拘留」となるも除棄して「七日以下の拘留」とする如し、罰金又は料料に於いても同然である。

右で大體法律上の減輕について述べ了つたが茲に注意す可きは法律上の減輕中には法律上の相對的減輕も絶對的減輕も包含せらるゝことである。

乙酌量減輕

第七十一條 酌量減輕を爲す可きときは亦第六十八條及び前

條の例に依る

第六十九條は適用せられず。

第二加減順序

第七十二條 同時に刑を加重減輕す可きときは左の順序に依る

一、再犯加重

二、法律上の減輕

三、併合罪の加重
四、酌量減輕

即ち本條は同一被告人に對し同一裁判に於て刑を加重又は減輕すべき原因が併合する場合の加減順序を定めたものである故に例示せば再犯たる可き罪と再犯たらざる罪とある者を同時に裁判する場合には先づ再犯の罪に付いて定めた長期を二倍以下とし(第五十七條)再犯たる可き罪の刑を加重し法律上の減輕をなすべき原因あるときは之を行ひ得たる二個の刑につき併合罪の加重をなし尙は酌量減輕の原因あるときは既に減輕し以て

目的たる刑を得べきである。

第三節 未決拘留

未決拘留とは有罪無罪を判決するまで被告人を未決のまゝ一定の場所に拘禁することをいふのである、故にその刑罰にあらざることは勿論である。

第二十一条 未決拘留の日数は其全部又は一部を本刑に算入することを得

未決拘留日数を刑期に算入する理由は未決拘留の日数長きため被告人は非常なる不幸を受く可く又その日数長日月なりしを以

てそれにて事實上刑罰と同一効果を收むることあるからである
死刑無期刑及び没収には其性質上未決拘留の期間を算入することを得ないが其他の自由刑及び罰金刑には算入することを
得るが、通説は積極に解答せらる。

第四節 執行猶豫

短期刑は弊害多く且つ監獄制度の不完全なるため犯人は反つて獄内の悪風に感染し累犯者たるの恐れありとの理由に基いて執行猶豫の制度は新刑法に於て設けられたのである。

第二十五条 左に記載したる者二年以下の懲役又は禁錮の言

由制度の理

渡を受けたるときは情狀に因り裁判確定の日より一年以上五年以下の期間内其執行を猶豫することを得

一、前に禁錮以上の刑に處せられたることなき者

二、前に禁錮以上の刑に處せられたることあるも其執行を終り又は其執行の免除を得たる日より七年以内に禁錮以上の刑に處せられたることなき者

故に執行猶豫に關しては二つの條件がある。

第一、前に禁錮以上の刑に處せられたることなき者又は前に禁錮以上の刑に處せられたることあるも其執行を終り

又は其執行の免除を得たる日より七年内に禁錮以上の刑に處せられたることなき者たること、こゝに「處せられたる」とは確定判決を受けたる義にして刑の執行を受けたる義にあらず、故に例へ處罰せられても再審又は大赦によつて取消され又は免罪を得たる者若くは執行猶豫期間が無事に完成せる者の如きは含まない、又た外國裁判所の確定判決は内國に於ては猶豫の妨とはならない、又た七年の期間とは執行を終り又は執行の免除を受けたる日より現時訴追せられたる犯罪の裁

判宣告迄の期間をいふもので決して犯罪の時までの期間をいふのでない。

第二、現時訴追せられたる犯罪は二年以下の懲役又は禁錮の言渡を受く可き者なることを要す。

以上の二條件具備する場合は執行猶豫を許すと否とは裁判所の自由裁量によつて決することを得るのである。

左の場合に於ては猶豫の裁判は取消さる。

第二十六條 左に記載したる場合に於ては刑の執行猶豫の言渡を取消す可し

一、猶豫の期間内更に罪を犯し禁錮以上の刑に處せられたるとき

二、猶豫の言渡前に犯したる他の罪に付き禁錮以上の刑に處せられたるとき

三、前條第二號に記載したる者を除く外猶豫の言渡前他の罪に付き禁錮以上の刑に處せられたること發覺したるとき

「處せられたる」とは確定判決をうけたることを云ふものである、第二號は第五十條第五十一條に該る場合なり、而して此場

合に言渡前に犯したる他の罪にして禁錮以上の刑に處せられたるもの即ち第二の刑は第二十五條第一號に抵觸し従つて猶豫を受くることを得ざるものである。

執行猶豫の言渡を取消すことなくして猶豫期間の満了せる場合については第二十七條に規定がある。

第二十七條 刑の執行猶豫の言渡を取消さることなくして猶豫の期間を経過したるときは刑の言渡は其效力を失ふ

第五節 假出獄

別に述ふることもなければ只だ條文を掲げ置かん。

第二十八條 懲役又は禁錮に處せられたる者改悛の狀あるときは有期刑に付ては其刑期三分の一無期刑に付ては十年を経過したる後行政官廳の處分を以て假に出獄を許すことを得

第二十九條 左に記載したる場合に於ては假出獄の處分を取消すことを得

- 一、假出獄中更に罪を犯し罰金以上の刑に處せられたると
- 二、假出獄前に犯したる他の罪に付き罰金以上の刑に處せ

られたるとき

三、假出獄前他の罪に付き罰金以上の刑に處せられたる者にして其刑の執行を爲す可きとき

四、假出獄取締規則に違背したるとき

假出獄の處分を取消したるときは出獄中の日數は刑期に算入せず

第三十條 拘留に處せられたる者は情狀に因り何時にても行政官廳の處分を以て假に出場を許すことを得

罰金又は料料を完納すること能はざるに因り留置せられたる者亦同し

第七章 時効

時効とは時の經過に因つて已に成立したる刑罰權を消滅せしむるものをいふ、時効についても別に述ぶることもなし、只だ條文を掲ぐるに止む。

第三十二條 時効は刑の言渡確定したる後左の期間内其執行を受けざるに因り完成す

一、死刑は三十年

二、無期の懲役又は禁錮は二十年

三、有期の懲役又は禁錮は十年以上は十五年、三年以上は

十年、三年未滿は五年

四、罰金は三年

五、拘留科料及び沒收は一年

第三十三條 時効は法令に依り執行を猶豫し又は之を停止し
たる期間内は進行せず

第三十四條 時効は刑の執行に付き犯人を逮捕したるに因り
之を中斷す

罰金、科料及び沒收の時効は執行行為を爲したるに因り之

を中斷す

第八章 期間計算

期間計算に付いては第二十二條及第二十三條に規定す。

第二十二條 期間を定むるに月又は年を以てしたるときは曆
に従ひて之を計算す

第二十三條 期間は裁判確定の日より起算す

拘禁せられる日數は裁判確定後と雖も刑期に算入せず

第二十四條 受刑の初日は時間を論せず全一日として之を計
算す時効期間の初日亦同し

放免は刑期終了の翌日に於て之を行ふ

以上刑罰論について大體述べ終りたり尙ほ茲に刑罰の執行に關し注意すべき一條文あり、即ち

第十一條 死刑は監獄内に於て絞首して之を執行す
死刑の言渡を受けたる者は其執行に至るまで之を監獄に拘置す

通俗法律文庫 刑法總論終

入社

通俗法律文庫
既刊目錄

法學士 山崎晁君著

法學士 内田節三君著

法學士 青樹重康君著

民法總論

全參拾册(以下續刊)

著作權所有

明治四十五年三月廿日印刷
明治四十五年三月廿日發行

正價金參拾錢

著作者 長谷川常太郎

東京市本郷區森川町一番地

發行者 貞金 近松

東京市小石川區久堅町百八

印刷者 白井赫太郎

東京市小石川區久堅町百八

印刷所 精美堂印刷所

東京市本郷區森川町一番地

發行所

文成社

電話下谷三二二〇番 振替東京
電話下谷三〇一一番 一九四六七番

——(目書版出社成文)——

評好	版再	版參	版五	版再
實用英語 會話手ほどき	文學士 若月保治先生著 相馬大作	柴田蕭君立案 李左衛門君記述 和譯蒙求	源光行先生譯著 加納謙平先生作歌 千勝義重先生校註 森林生活	米國トロー博士原著 山縣五十雄先生評傳 文學士水島耕一郎先生譯 富源の開拓
送正四 價六判 料參拾 四頓五 錢錢本	送後前 料編編判 各八金頗 拾拾壹美 錢錢圓本	送正天 價金美凡 料九本百 八拾函餘 錢錢入頁	送正四 價六判 料壹圓本 拾貳拾餘 錢錢頁	送正菊 價壹美本 料圓參函 拾拾錢入

——(目書版出社成文)——

版參	版參	覽天	版再	版八
伯爵 大隈重信述 大隈伯社會觀	岡谷繁實先生著 續名將言行錄	神珍 岡谷繁實先生著 名將言行錄	岡谷繁實先生著 ○大好評増版又増版 戰記文評釋	京都大學講師池邊義象先生校閱 市原隆作君著 文學士 内海弘藏先生著 史蹟屋島と壇の浦
送正菊 價壹美本 料圓參函 拾拾錢入	送特正 價壹金付 料圓五貳 貳拾錢圓本	同壹各 冊三正百 送價六拾 料六拾頁 六拾餘冊	送正金 價文判總 料字入ク 八入函ス 拾錢入	送正金 價文判總 料字入ク 八入函ス 拾錢入

~~~~(目書版出社成文)~~~~

|                                    |                                  |                                    |                                    |                                    |
|------------------------------------|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 版再                                 | 版三                               | 版三                                 | 版再                                 | 版三                                 |
| 文學士 堀田相爾先生著                        | 文學士 堀田相爾先生著                      | 文學士 高木 武先生著                        | 文學士 沼波瓊音先生著                        | 文學士 高木 武先生著                        |
| 中等學科勉強法                            | 文字の書き方                           | 和歌の作り方                             | 俳句の作り方                             | 論文の作り方                             |
| 送正四<br>價六<br>料參<br>拾四<br>洋五<br>錢錢裝 | 送並送<br>製料四<br>料參拾<br>四六五<br>錢錢錢錢 | 送正四<br>價六<br>料參<br>拾四<br>洋五<br>錢錢裝 | 送正四<br>價六<br>料參<br>拾四<br>洋五<br>錢錢裝 | 送正四<br>價六<br>料參<br>拾四<br>洋五<br>錢錢裝 |

~~~~(目書版出社成文)~~~~

| | | | | |
|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 版拾 | 版三 | 版再 | 版再 | 版三 |
| 前東京朝日新聞記者渡邊萬藏先生著 | 文學士 堀田相爾先生序 帝國青年教育會編 | 文學士 若月保治先生著 | 文學士 若月保治先生著 | 文學士 若月保治先生著 |
| 手紙の作り方 | 文章の作り方 | 註釋英文法の覚え方 | 新英文手紙の書き方 | 英語獨習手ほどき |
| 送正四
價六
料參
拾四
洋五
錢錢裝 | 送正四
價六
料參
拾四
洋五
錢錢裝 | 送正四
價六
料參
拾四
洋五
錢錢本 | 送正四
價六
料參
拾四
洋五
錢錢本 | 送正四
價六
料參
拾四
洋五
錢錢本 |

——(目書版出社成文)——

| | | | | |
|---|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 版再 | 版再 | 版參拾 | 評好 | 評好 |
| 芭蕉句選年考 | 續手紙と葉書 | 手紙と葉書 | 立志寶鑑 | 現代青年修養悟道法 |
| 大野西竹先生 沼波瓊音先生校訂 平福百穂齋伯裝幀 | 同上 | 同上 | 文部省習字檢定試驗委員 高等商業學校習字教授 稻川雲谿先生書 | 東亞之光編輯主任 浦谷南水先生著 |
| 全二册 | | | | |
| 送各菊
料編判
各正四
拾壹百
貳圓五
拾五拾
錢錢製 | 送正大
價和
料四級
六拾上
錢錢製 | 送正大
價和
料四級
六拾上
錢錢製 | 送正四
價六
料參判
四拾美
錢錢本 | 送正菊
價中
料參裁
四拾美
錢錢本 |

——(目書版出社成文)——

| | | | | |
|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 版三 | 評好 | 評好 | 版再 | 評好 |
| 青年の處世と成功 | 修養夜話 | 偉人と修養 | 青年と禪 | 獨學自修法 |
| 文學士 高木 武先生著 | 文學士 吉丸一昌先生編 | 文學士 藤井默花先生譯 | 文學士 井上哲次郎先生序 東亞之光記者秋山悟庵先生著 | 文學士 堀田相爾先生著 |
| | | | | |
| 送正四
價六
料參判
四拾五
錢錢裝 | 送正菊
價半
料參裁
四拾美
錢錢本 | 送正四
價六
料四判
六拾五
錢釘本 | 送正四
價六
料五判
六拾美
錢錢本 | 送正菊
價半
料參裁
四拾美
錢錢本 |

版再 刊新 版再 版再 版參

內藤鳴雪先生題句 寒川巖骨先生著

贈答俳句集

文學士沼波瓊音先生編 小杉未醒齋伯裝幀

短評俳句選

碧童先生 六花先生題句 富取芳河土君編

明治新題句集

橋 高廣先生著 小杉未醒齋伯插畫拾葉入

一番茶一杯

滑稽百出 文學士沼波瓊音先生著 齊藤松洲齋伯裝幀

三紀行

秋田の山水 莊内めぐり 伊勢参り

送正四 價六判 料五 額美 六拾 錢錢本

送正袖 價貳珍 料拾美 不七 要錢本

送正袖 價貳珍 料拾美 不七 要錢本

送正袖 價參珍 料拾美 六五 錢錢本

送正色四 價六判 料五 額美 六拾 錢錢本

版再 版再 版再 版再 版參

岡谷繁實先生著

南朝の元勳

福本日南先生校 小野鍾山先生譯

和宋名臣言行錄

奈良女子高等師範學校講師 一月いせ子女史著

實家家庭料理法

泉 斜汀先生著 小杉未醒齋伯插畫

帝大氣質

福本日南先生題辭 文學士沼波瓊音先生 文學士高木武先生著

文學錦囊

送正菊 價判 料壹圓 拾貳拾 錢錢本

送正菊 價判 料壹圓 拾參拾 錢錢入

送正四 價六判 料五 拾美 錢錢本

送正四 價六判 料五 拾美 錢錢本

送正四 價六判 料五 拾美 錢錢入

——(目書版出社成文)——

少年史談

京都帝國大學講師 池邊義象先生新著 每卷挿畫拾數葉入

第一編 宰府の飛梅(菅 公事蹟)
加賀の老松(前田松雲公事蹟)
二天一流(宮本武藏事蹟)

第二編 劍太刀(大伴 氏事蹟)
悲雨の金崎(恒良親王事蹟)
落花の吉野(楠 正行公事蹟)

第三編 神の御聲(和氣清麿事蹟)
智慧の光(松平伊豆守事蹟)
義勇の譽(大石主稅事蹟)

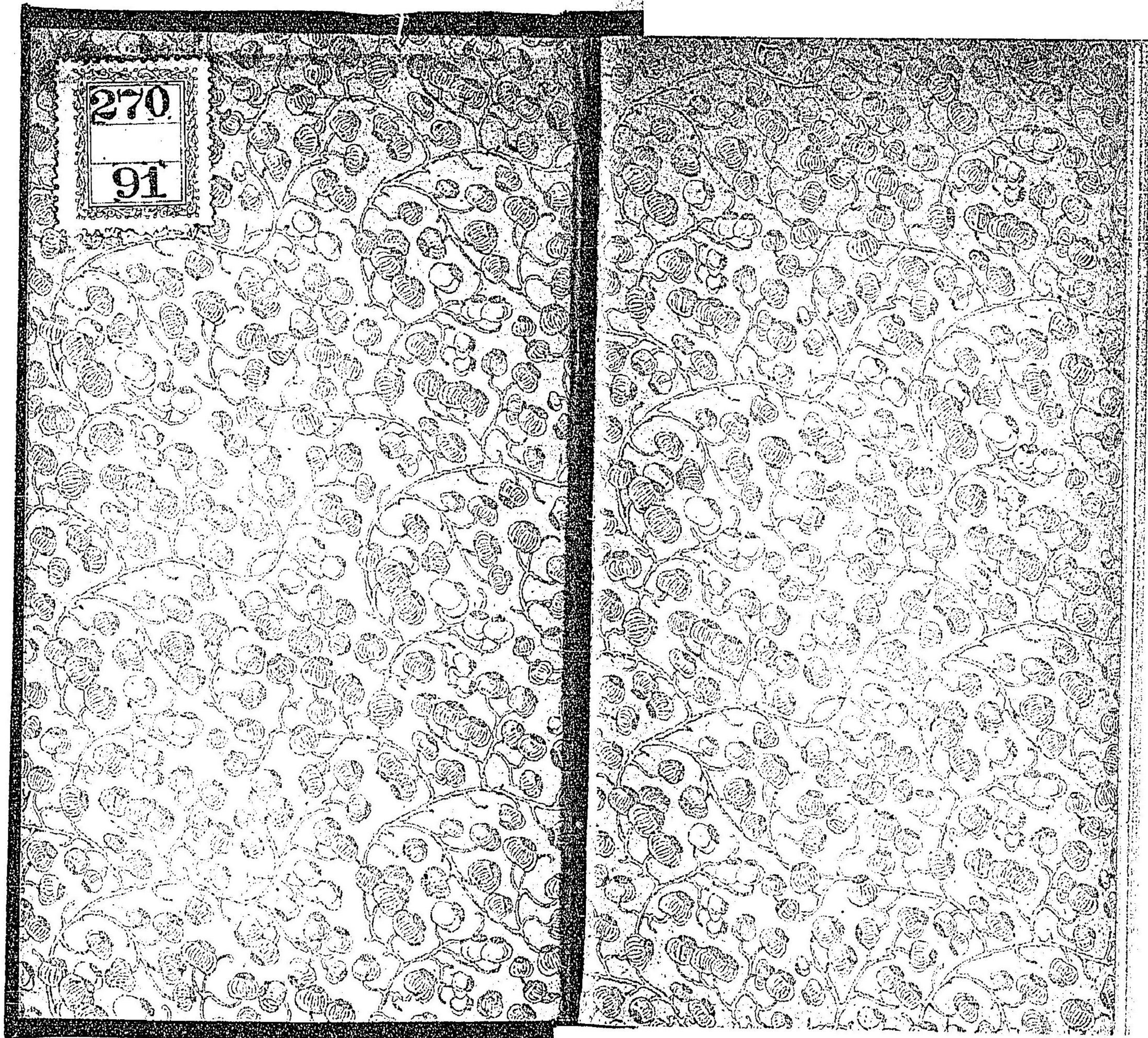
(以下續々毎月刊行)

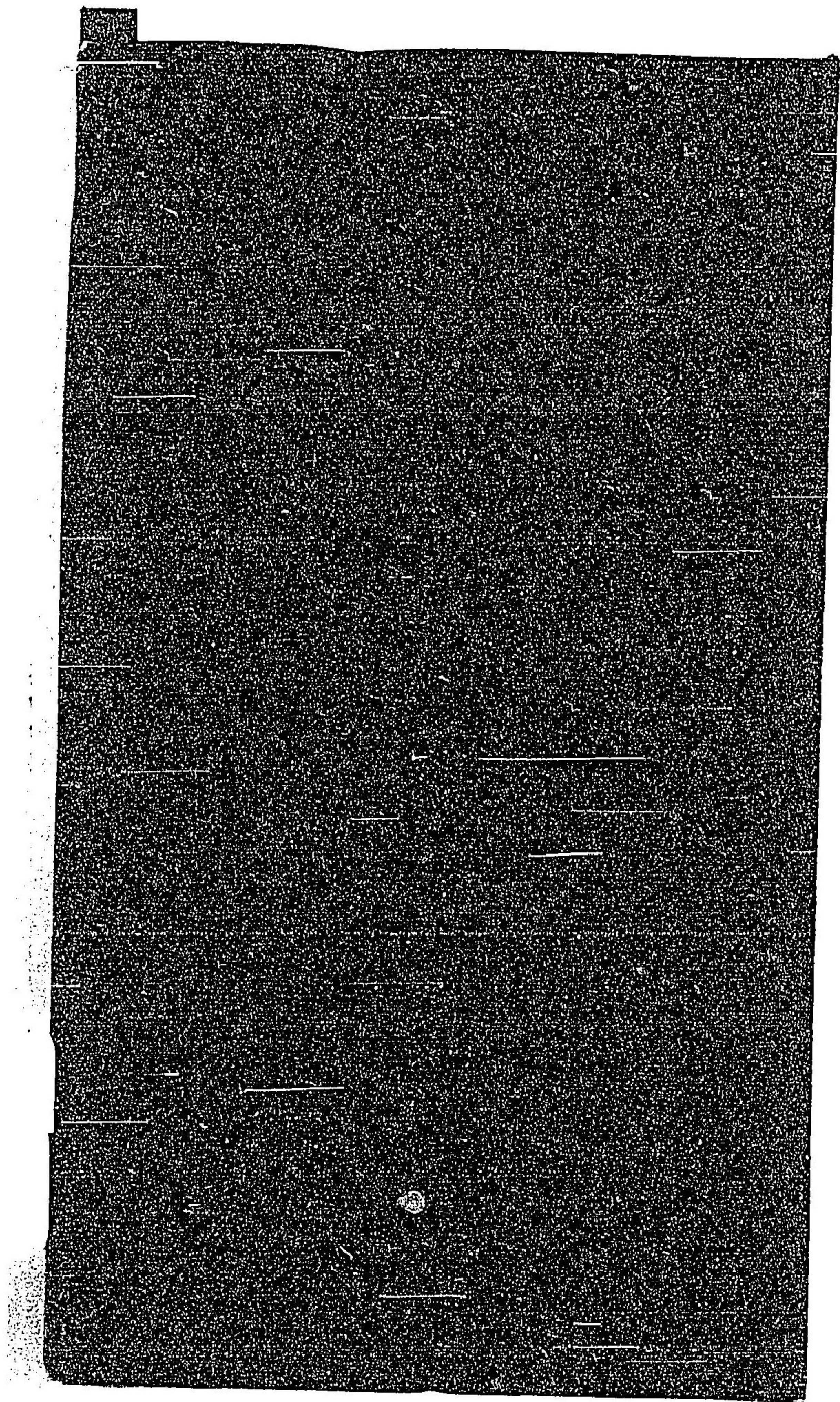
井川洗涯挿畫 濱田如洗挿畫 宮川春江挿畫

全拾貳冊 菊判各二百三十三頁 頗美本
各冊正價貳拾錢 送料各四錢

270

91





036091-000-4

特61-832

通俗刑法総論

長谷川 常太郎 / 著

M45

BBP-0744



特
8

